

# 令和5年第1回甲良町議会臨時会会議録

令和5年1月6日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
第3 再議第1号 令和4年第5回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号））

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	丸山恵二
8番	木村修	9番	建部孝夫
10番	西澤伸明	11番	宮寄光一

## ◎会議に欠席した議員（1名）

4番 山田裕康

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	総務課長	中村康之
総務課参事	村田茂典	総務課長補佐	岩瀬龍平

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時55分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和5年第1回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、7番 丸山議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和5年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

再議第1号は、令和4年甲良町議会第5回臨時会において議決をされた議案に係る再議についてで、令和4年甲良町議会第5回臨時会における令和4年12月26日の会議で否決をされた議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)については、地方自治法第177条第1項に規定をする、法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費の削減にあたり、これらの義務費に係る予算を削減されますと、町としては法律上の義務を果たし得ないことになるので、再議に付するものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○宮崎議長 次に、日程第3 再議第1号 令和4年第5回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議についてを議題とします。

本件は町長からさきに否決した議案第75号 令和4年度甲良町一般会計

補正予算（第6号）について、地方自治法第177条第1項の規定により再議に付されました。この際、町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 再議第1号 令和4年第5回甲良町議会臨時会において議決をされた議案に係る再議についてをご説明申し上げます。

再議書をご覧いただきたいと思えます。令和4年12月28日付で、本職から議長に再議書を提出をいたしました。令和4年第5回甲良町臨時会における令和4年12月26日の会議で否決をされた議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）については、下記理由のとおり異議があるため、地方自治法第177条第1項の規定により再議に付するものであります。

記。

議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）の否決は、地方自治法第177条第1項第1号に規定をする、法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費の削減にあたり、住民の健康福祉並びに行政執行上適切でないため、再議に付するものであります。

この表につきましては、義務費に属する経費の内容及び金額についてを予算書から抜き書きをしているものであります。

款項と義務費に属する経費の数字を読み上げさせていただきます。

2款2項 徴税費197万5,000円、2款3項 戸籍住民基本台帳費97万7,000円、2款5項 統計調査費7,000円。それぞれ説明欄には、義務費に係る人件費等々を説明欄に書かせてもらっています。

3款1項 社会福祉費、653万9,000円。3款2項 児童福祉費、232万2,000円。3款 民生費、886万1,000円。4款1項 保健衛生費、184万4,000円。4款2項 清掃費、53万8,000円。4款 衛生費、238万2,000円。8款2項 道路橋梁費、108万円。8款 土木費も108万円でございます。

次のページであります。以上歳出合計が1,528万2,000円あります。したがって、上記の経費に伴う収入でございますが、国庫支出金、県支出金合わせて605万7,000円、この金額につきましては、参考資料と出ささせていただきました経費一覧と一致するものでございます。したがって、605万7,000円については資料一覧の国庫、県費の特定財源でございます。

あと、参考資料には一般財源として922万5,000円、歳入といたしましては、歳出の1,528万2,000円に一致をするものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮崎議長 説明が終わりました。

これより質疑、討論に入りますが、今回の再議は義務に属する経費が対象であります。その部分について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 反対の討論でございます。

理由は、まずこの再議、議会の議決が否決されても、町長はその経費及びこれに伴う収入を予算に計上して、その経費を支出することができる。町長が提案しているこの再議、義務費、必要経費、そういったものの177条を適用しての再議でございますので、これについては、否決があったところで町長が執行できるということが、177条第2項でそのことが表記されております。

それと、前回の補聴器の購入助成事業、これにつきましては全会一致でもって可決されたものの、再議で3分の2に届かず否決になりましたが、この補聴器の購入助成事業の取扱いについて、町との合意を得た上で、残りの補正予算につきましては再度上程をお願いして、そしてそこで審議をする。要するに、この補聴器の購入助成事業のことを、やはり切りをつけないと、どうしてもこの今の6号補正については賛同できないというところでございます。幸いにして、この2月6日に臨時会が予定をされております。約1カ月、その間にこの補聴器の購入助成事業の合意を得て、そして残りの補正予算を再度上程をしていただくということでもって、今回のこの再議につきましては、一応反対という表明をさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 当初、全協で説明ありましたように、議員の賛否は補正予算、5号補正ですね。5号補正全体に対する採決となりますので、反対するに当たって意見を述べます。

○宮崎議長 6号ですね。

○西澤議員 6号、ごめんなさい。6号に当たって意見を述べます。

そもそも行政が提出する予算については、事業内容ごとに賛否を問うようにはなっていません。全体として無駄遣いや不当なものがなく、町民の願いにできる限り応えるものになっているかどうか。また、町長の町政運営に対する基本的姿勢は、自治法である住民の福利の増進を図ることを基本に、誠

実に向き合っているものかどうか判断の重要な基準になると考えています。

地方自治法の177条の第2項は、否決されても、再議で否決されても、義務的経費は町長が執行できる権限を付与されています。ですから、報道されている行政麻痺になるなどとしている町長のコメントは、議員への不当な威圧とも受け取れました。議案第75号に反対したのは、義務的経費を狙い撃ちにして否決したわけではありません。本補正予算には各字の助成費、除雪費用補助も含まれており、これについて反対するものではありません。この間、一貫して提案している物価高騰の住民支援策の1つ、厳しい寒風の季節を迎える中、暖かな暖房費補助などが含まれておらず、批判の意味も込めました。

さきの臨時議会では、せっかく可決された補聴器購入補助の予算が否決されてしまいました。誠に残念で、がっかりしたものであります。来年度から導入する予定と町長が表明している補助制度は、犬上郡で足並みをそろえるとして、その中身は非課税者に限り、2万5,000円を限度というもので、高齢者に補聴器購入を促すには大変貧弱なものだと考えます。来年度予算案では豊郷町の低い水準に合わせることなく、さきの議決を尊重した、加齢性難聴者が早期に装着することを促す資金的な裏づけとなる十分な予算をつけることを、強く要請しておきたいと思えます。

以上、再議の趣旨である義務的経費及び各字の除雪補助などについては、既に計上されている除雪委託の枠内で執行できるものであり、後の他の費用についても、後の計上でも対応できるもので、臨時議会などで上程をして審議をすればよいと考えています。ですから、今回の再議について反対の表明をさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論をさせていただきたいと思えます。

今ほど、西澤議員の方から除雪費のことで、既に790万から1,000万という部分は認められております。その金額の中でいけるんじゃないかというようなふうに私は理解したんですけど、今回出ている1,500万弱の除雪費に関して、上げておいて当然だというふうに思うし、万が一執行がせずに終わったら終わって、不用額というような形になろうかと思うので、今回の補正に関しては賛成ということにしたいと思えます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

再議第1号 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)

の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立少数です。

よって、議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)は否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和5年甲良町議会第1回臨時会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

令和4年第5回臨時会において議決された議案を再議に付し、改めて採決されたところ、否決でありました。本第6号補正予算は、12月14日の採決におきまして、全会一致で可決をいただきました。12月26日の再議による採決におきましては、賛成少数で否決でありました。本日の再議におきましても、賛成少数で否決でありました。地方自治法第177条第2項によりまして、町長は義務的経費を支出することができる条項を適用いたしまして、支出をいたすこととなります。また、義務的経費以外にも急ぎの支出科目もあり、早急に補正予算の調製作業に取りかかるものであり、今後の議会日程の調整は、議長に依頼を申し上げさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。言葉は整いませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

○宮崎議長 これをもって、令和5年第1回甲良町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時13分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署名議員 阪 東 佐智男

署名議員 丸 山 恵 二